

令和2年度 松原市保育所利用者負担額表

令和2年4月現在

各月初日の在籍保育実施児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) 円		
階層 区分	定 義	3歳未満児		
		標準時間	短時間	
第1 階層	生活保護法による被保護 世帯等	0	0	
第2 階層	市町村民税非課税世帯	0	0	
第3 階層	第1階 層及び 第2階 層を除 き市町 村民税 所得割 合算額	48,600円未満	12,000	
第4 階層		48,600円以上 97,000円未満	24,500	
第5 階層		97,000円以上 169,000円未満	37,000	
第6 階層		169,000円以上 301,000円未満	48,500	
第7 階層		301,000円以上 397,000円未満	66,000	
第8 階層		397,000円以上	85,000	
				11,800
				24,100

- ◎ 令和2年度市町村民税が6月以降に決定されることに伴い、令和2年4月分から令和2年8月分の利用者負担額は平成31年度市町村民税、令和2年9月分から令和3年3月分の利用者負担額は令和2年度市町村民税によってそれぞれ算定されます。
- ◎ 世帯の市町村民税課税状況に応じて利用者負担額が算定されることとなります。なお、住宅借入金やふるさと納税等の特別控除等は、税額控除される前の市町村民税所得割合算額により算定されます。
- ◎ 各年1月1日時点で政令指定都市にお住まいの場合、平成30年度から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、利用者負担額の算定は変更前の6%の税率で行います。
- ◎ 第3階層で生計を一にする子が2人以上いる場合の利用者負担額は、上の子の年齢に関係なく2人目の児童は上の表に記載の額の2分の1、3人目以降の児童については0円とする。また、第3階層で下の注①、注②のどちらかに該当する場合、1人目の児童は上の表に記載の額の2分の1とし、生計を一にする子が2人以上いる場合、上の子の年齢に関係なく2人目以降の児童は0円とする。
- ◎ 第4階層の一部（市町村民税所得割合算額が57,700円未満）で生計を一にする子が2人以上いる場合の利用者負担額は、上の子の年齢に関係なく2人目の児童は上の表に記載の額の2分の1、3人目以降の児童については0円とする。また、第4階層の一部（市町村民税所得割合算額が77,101円未満）で下の注①、注②のどちらかに該当する場合、1人目の児童は9,000円、生計を一にする子が2人以上いる場合の利用者負担額は、上の子の年齢に関係なく2人目以降の児童は0円とする。
- ◎ 第4階層の一部（市町村民税所得割合算額が57,700円以上）～第8階層で同一世帯に2人以上の小学校就学前子どもが保育所等（認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援等）を利用している場合の利用者負担額は、2人目の児童を上表に記載の額の2分の1、3人目以降の児童を0円とする。

注①「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定されている「母子家庭等」のこと。

注②「在宅障害者（児）のいる世帯」…下記ア～オのいずれかに該当する者（児）のいる世帯。

- ア 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けた者（児）
- イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者（児）
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

※寡婦（夫）控除のみなし適用について

婚姻歴のないひとり親世帯を対象に、税法上の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして、利用者負担額の算定を行います。詳細は子ども未来室入所係にお問い合わせください。